

平成27年人事委員会勧告に当たって（談話）

平成27年10月19日
埼玉県人事委員
委員長 馬橋 隆 会紀

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与を確保する機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を平均1,781円（0.45%）下回る結果となりました。そのため、若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含めて給料表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.20月分に引き上げることとしました。

公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、少数精鋭による「最小・最強の県庁」を担い、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆さんにとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

本委員会は、昨年、高齢層を中心に給料表の水準を引き下げた上で、県内民間企業の賃金水準等を考慮して、地域手当の支給割合を段階的に引き上げることが主な内容とする給与制度の総合的見直しについて勧告しました。本年4月から3年間にわたって、この見直しを実施しているところであり、平成28年度においても見直しを着実に進めるという観点から、地域手当等について所要の改定を行うこととしました。

このほか、多彩な人材の確保や能力・実績に基づく人事管理の推進、女性職員の活躍促進など、時代の要請に即した人事制度を構築していくための諸課題について報告を行いました。

さらに、多様な働き方への対応や、学校現場における教育職員の負担軽減等の勤務環境の整備、不祥事の再発防止に向けた取組について報告いたしました。

職員の皆さんにあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。